

長岡市委託契約条項 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（総則）</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>第12条 受注者は、発注者が前金払をすることとした契約金額が200万円以上の委託業務について、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証限度とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下、「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して契約金額の10分の3以内の前払金（10万円単位とし、10万円未満は切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 発注者は、第1項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払うものとする。</u></p> <p>第13条～第14条（略）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第12条第3項の規定により前金払を行い、かつ、委託業務の完了前に契約が解除された場合において、この契約の解除が第15条第1項若しくは第</p>	<p>（総則）</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>第12条 受注者は、発注者が前金払をすることとした契約金額が200万円以上の委託業務について、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証限度とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約 _____ を締結し、その保証証書を発注者に寄託して契約金額の10分の3以内の前払金（10万円単位とし、10万円未満は切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2 発注者は、前項 _____ の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払うものとする。</u></p> <p>第13条～第14条（略）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第12条第2項の規定により前金払を行い、かつ、委託業務の完了前に契約が解除された場合において、この契約の解除が第15条第1項若しくは第</p>

2 項若しくは第15条の2第1項若しくは第2項の規定による時又は第15条の3第3項各号に掲げる者によるものであるときは、受注者は、当該前金払額に利息（前払金を支払った日から返還の日までの日数につき第9条第2項に規定する利率によって算定した額とする。）を付した額を、第15条の5又は第15条の6の規定による解除にあっては、当該前金払額を発注者に返還しなければならない。

4・5（略）

第15条の2（略）

2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与しているものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支配人又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (2) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又

2 項若しくは第15条の2第1項若しくは第2項の規定による時又は第15条の3第3項各号に掲げる者によるものであるときは、受注者は、当該前金払額に利息（前払金を支払った日から返還の日までの日数につき第9条第2項に規定する利率によって算定した額とする。）を付した額を、第15条の5又は第15条の6の規定による解除にあっては、当該前金払額を発注者に返還しなければならない。

4・5（略）

第15条の2（略）

2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者 _____ を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者 _____ をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した

<p><u>は関与していると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>その役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <hr/> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第15条の3～第19条 (略)</p>	<p><u>と認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</u></p> <hr/> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第15条の3～第19条 (略)</p>
---	--